

（CC3-3）海外拠点形成・活性化事業実施要項

平成28年1月22日 制 定
平成28年5月27日 改 正

（総則）

- 第1条** 本実施要項は、土木学会学術交流基金管理委員会規則第3条第1項に定める海外拠点形成・活性化事業の実施に係る基本的な事項を定める。
- 2 事業の実施にあたっては、事業の有効性、実行性、土木学会本部予算との明確なすみ分けに留意するとともに、公益信託土木学会学術交流基金運営委員会からの指摘事項に配慮するものとする。
- 3 事業の形骸化を防ぐため、3年に一度、本実施要項の見直しを行う。

（助成対象事業）

- 第2条** 助成対象事業は、海外拠点形成・活性化に資する事業とする。
- 2 前項に定める事業の例は以下のとおりである。ただし、これに限定するものではない。
- (1) 元留学生の名簿整備およびこの目的達成のための一連の連携的な取組み
- (2) 活動拠点における分室の整備およびこれに係る一連の連携的な取組み
- (3) 日本の技術協力等によって整備されたインフラ施設（土木遺産的な施設も含む）の説明パネルの整備およびこの目的達成のための一連の連携的な取組み
- 3 前項に定める事業も含め、本条の目的に合致する新規事業の提案は優先的に審査する。

（申請）

- 第3条** 海外拠点形成・活性化事業に係る申請は、国際センター国際交流グループおよび海外分会が行うものとする。
- 2 助成申請書の提出は期限を設けず、計画の整った段階で、随時受け付ける。なお、計画の2年目、3年目以降は、当年度の計画が整っていない場合でも、年度当初に委員会のヒアリングを必ず受け、経過等を説明し、承認を受けるものとする。
- 3 申請の受け付けにあたって、土木学会学術交流基金管理委員会（以下「委員会」という。）はヒアリングを行い、助成の可否を判断する。ヒアリングの日程について、募集の段階であらかじめ設定し、助成申請書が本事業の趣旨に適合していることを確認したうえで、面談、テレビ会議等により実施する。ただし、年度途中のヒアリングについては、別途日程を設定する。
- 4 ヒアリングでは、申請事業について、申請者の意図および事業の原資を確認するとともに、事業の目的、有効性、実行性等の観点から確認する。

（事業の原資）

- 第4条** 海外拠点形成・活性化事業の実施にあたり、申請者は助成申請時に、事業の原資を明らかにするとともに、助成金以外の予算の収支を含めた全体の収支計画を委員会に提出する。
- 2 事業の原資に土木学会からの資金を組み込むことが計画されている場合には、助成の対象としない。